

在宅時医学総合管理料及び

施設入居時等医学総合管理料

地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅での療養を行っている患者(特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者(以下「施設入居者等」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者(当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学管理を行っているものをいう。)の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定するものです。

また、緊急時の連絡体制及び24時間往診・訪問看護ができる体制等を確保、さらに患者又は家族から患家での残薬の状況について徴収し、服薬管理及び処方内容の調整を行います。

当院では上記内容に沿って届出を行っており、訪問診療を行うにあたり管理料を月1回算定いたします。

在宅がん医療総合管理料

当院では末期の悪性腫瘍患者さんに対して24時間対応できる体制を整えており、上記管理料の届出を行っております。

2026年6月1日
ウェルビークリニック
院長 栗田 政樹